平成２７年（フ）第４７１９号
東京都豊島区巣鴨４丁目９－４　第二塚田ビル１Ｆ
債務者　塚田彩友美（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９０６号
東京都足立区西新井本町１丁目27―11―202
債務者　盛合　　尚
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９７６号
東京都杉並区高円寺南５丁目29―11　高島方
債務者　中村　晃匡（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７号
熊本県人吉市瓦屋町1686番地　安藤住宅Ｂ号
債務者　大東　生美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４０３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎708番地池の畔コーポ203号
債務者　日置　悦規
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１３号
東京都府中市紅葉丘３丁目27番地の１ヴェルドミール107
債務者　秋田　陽子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０５号
東京都調布市飛田給２丁目34番地８飛田給荘106
債務者　近藤　圭子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１４号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン７－１号棟307号
債務者　鈴木　昭次
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８６号
静岡市清水区秋吉町１番17号　カレッジＫ２２－Ａ
債務者　長田由美子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
熊本県山鹿市鹿本町来民2217番地16、前住所熊本県山鹿市古閑1407番地２　サンリットレジデンス101号室
債務者　右田　千恵
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第９９１号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目10番36号メゾンヒルズ寒川Ⅶ202号
債務者　松本　浩吉
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０号
栃木県佐野市山形町698番地８、前住所栃木県佐野市飛駒町910番地１
債務者　小林　弥聡
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２２６号
岡山市東区瀬戸町南方204番地４
債務者　水畑　幸一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６７号
岡山市北区清輝橋４丁目４番32―412号
債務者　野崎　美樹
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９５１号
東京都江戸川区松本１丁目10―12―201
債務者　滝本美智子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部